

日本スポーツ協会公認スポーツ指導者処分基準 別表「再教育プログラム」

処分内容		再教育プログラム				
		反省文	研修・講習等	レポート	カウンセリング	その他
資格停止	6 か月	1,600～2,000 字程度 ＜記載内容＞ ・今回の行為に至った理由(行為内容や行為によって生じた影響、行為に至った背景や因果関係を思い返し、行為の不適切さや他に考えられた選択肢などを客観的に振り返る)	—	—	—	協同認定団体(NF等)で個別に決定
	12 か月	・読書感想 ➢ 課題図書「スポーツにおける真の勝利～暴力に頼らない指導(エイデル研究所)」等 ・今後同様の行為に至らないために、すべきこと(自身の行動をどのように変容させるのかを具体的に記載)	日本スポーツ協会主催の更新研修等の受講 ※ 倫理やコーチング、指導法に関する内容に限定 ※ 6 時間以上を基本とする ※ 研修の候補は、案件ごとに指定する	—	— (推奨)	
	24 か月	—	公認スポーツ指導者養成講習会共通科目Ⅲの受講 ※ 事前課題(オンラインテスト)・集合講習会(4日間)・事後学習の全課程 ※ 全課程を受講した場合でも共通科目Ⅲの修了者とはならない	1,600～2,000 字程度 ＜記載内容＞ ・受講感想 ・今回の行為に至った理由(行為内容や行為によって生じた影響、行為に至った背景や因果関係を思い返し、行為の不適切さや他に考えられた選択肢などを客観的に振り返る) ・今後同様の行為に至らないために、すべきこと(自身の行動をどのように変容させるのかを具体的に記載)	—	
資格取消	—	—	—	—	—	—

※ 再教育プログラムの受講に要する諸費用(教材費、宿泊費、交通費、受講料等)は対象者負担

※ 「資格取消」処分を受けた者が公認スポーツ指導者資格を再取得するためには、再教育プログラムとは別途、資格取得のための養成講習会の受講・登録料の支払いが必要